

日本保健医療大学 学生納付金に関する規程

(趣旨)

第1条 日本保健医療大学(以下「本学」という。)の学生納付金に関しては、日本保健医療大学学則(以下「学則」という。)によるほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程で、学生納付金とは、入学金、授業料、教育充実費、施設設備費をいう。

2 この規程で、授業料等とは、授業料、教育充実費、施設設備費をいう。

(納付期間、納付期限)

第3条 授業料等の納付期間、納付期限は、学則第35条の規定により、下記のとおりとする。

納付区分	納付期間
前期	4月1日から4月15日まで
後期	9月15日から9月30日まで

2 前項の規定にかかわらず、入学を許可される者は、入学金を除く授業料等については、入学年度の前年度の3月31日までに納付するものとする。ただし、授業料の後期分については、前項に掲げる後期の納付期間に納付することができる。

3 学則第34条第2項に定める入学金を納付しなければならない所定の期日とは、入学手続要項に記載された入学手続締切日とする。

(授業料の分納)

第4条 学則第35条の規定により、原則として授業料等の年額を前期の納付期限までに一括納付する。

2 授業料の分納を希望する者は、前期の納付期限までに、学長宛て分納願を提出するものとする。

3 授業料の分納願を提出し、許可された者は、年額の半額を前期の納付期限までに納付し、残りの半額を後期の納付期限までに納付するものとする。

(授業料等の延納)

第5条 授業料等の延納を希望する者は、延納願を提出するものとする。

2 年額一括納付希望者は、7月31日以前で延納期限を定め、延納を願い出ることが

できる。

- 3 授業料の分納願を提出し、許可された者は、前期分については7月31日以前を、後期分については1月31日以前を延納期限に定め、延納を願い出ることができる。
- 4 延納は、3回まで分割して延納期限を定め、納付することができる。
- 5 年額一括納付希望者は、7月31日以前で、3回まで分割して延納期限を定め、納付することができる。
- 6 授業料の分納願を提出し許可された者は、前期分については7月31日以前で3回まで、後期分については1月31日以前で3回まで、分割して延納期限を定め、納付することができる。
- 7 授業料等の延納願を提出し、許可された者は、延納期限までに、所定の額を納付しなければならない。

(滞納処分)

第6条 第4条及び第5条に規定する手続きを経ることなく、授業料等を滞納したときは、次の各号の資格を停止する。

- (1) 授業の出席及び定期試験等を受験すること
- (2) 通学証明書及び学校学生生徒旅客運賃割引証の発行を受けること
- (3) 本学図書館の図書の出しを受けること

(未納による除籍)

第7条 第3条、第4条、第5条に規定する納付期限までに、授業料等の所定の金額を納付しない場合は、学則第33条第3号及び第40条により除籍される。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。